

愛媛県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.1E-2	3.6E-1	1.9E+1	19.6
64	エトフェンプロックス	2.3E+1	8.8E+0	2.2E+1	1.7E+1	70.3
117	テブコナゾール				2.4E+0	2.4
139	トラロメトリン			3.5E+0	1.6E+0	5.1
140	フェンプロパトリン			2.7E+0		2.7
153	テトラメトリン	2.0E+2	1.1E+1	2.1E+2	7.9E-2	428.0
181	ジクロロベンゼン	4.5E+2	2.5E+2			692.8
225	トリクロルホン		8.8E+0			8.8
251	フェニトロチオン		1.7E+2	3.2E+0		175.2
252	フェンチオン	5.0E+0	6.9E+1	5.0E+0		78.9
256	デカン酸				1.9E+0	1.9
350	ペルメトリン	4.5E+1	5.1E+1	2.9E+1	4.4E+1	169.3
405	ほう素化合物		1.4E-1	5.1E+1	1.6E+0	53.1
427	カルバリル			1.7E+2		169.2
428	フェノプカルブ			1.7E+1	1.1E+2	131.3
457	ジクロルボス	8.7E+1	7.7E+2			861.6
合 計		8.1E+2	1.3E+3	5.2E+2	2.0E+2	2870.1

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等